

「歴代日本政府は、専守防衛論をとってきた」は、本当か？

藤井克彦

例えば戦争法反対運動の街頭宣伝で、「憲法9条は専守防衛なので集団的自衛権を認めていない」という訴えがなされることがありました。そういう考えの人とも一緒に運動するわけですが、内心私は違和感を覚えてきました。

【日本国憲法の平和主義】

日本のアジアへの侵略戦争(1931年～)は、2000～3000万人もの民衆の命を奪いました。日本国内でも310万人のいのちが失われました。従軍慰安婦なども個人の尊厳を奪われた戦争被害者です。基本的人権を侵害する最たるものは、「戦争」です。

この経験から、日本国憲法(1946年11月3日公布、1947年5月3日施行)は、前文で次のように宣言します。「日本国民は、…政府の行為によって再び戦争の惨禍が起こることのないようにすることを決意し、ここに主権が国民にあることを宣言し、この憲法を確定する。」

「われらは、全世界の国民が、ひとしく恐怖と欠乏から免れ、平和のうちに生存する権利を有することを確認する。」(平和的生存権)

「平和を愛する諸国民の公正と信義に信頼して、われらの安全と生存を保持しようと決意した。」

そして、憲法9条は、以下になります。

【1項】日本国民は、正義と秩序を基調とする国際平和を誠実に希求し、国権の発動たる戦争と、武力による威嚇または武力の行使は、国際紛争を解決する手段としては、永久にこれを放棄する。

【2項】前項の目的を達するため、陸海空軍その他の戦力は、これを保持しない。国の交戦権は、これを認めない。

なお、憲法9条により徹底した「平和主義」が採られましたが、それには「天皇制擁護」という目的があったこと、「沖縄の軍事基地化＝切り捨て」があったことを決して忘れてはならないでしょう。

【憲法制定前後日本政府は、自衛戦争も認められないうちの立場であった】

よく、「歴代日本政府は、憲法9条に関して専守防

衛という立場をとってきた」と言われますが、本当にそうでしょうか？ 事実を見ましょう。

1946年6月28日、「日本国憲法」を審議していた第90回帝国議会において、「自衛戦争は認められるのではないか？」という野坂参三議員の質問に対する吉田茂首相の返答は、「国家正当防衛権による戦争は正当なりとされるようであるが、私はかくの如きことを認めることが有害であると思うのであります(拍手)。近年の戦争の多くは国家防衛権の名において行われたことは顕著なる事実であります」。

憲法施行後の1949年11月9日の衆議院外務委員会での川村松助外務政務次官は、「政府といたしましても、あらゆる御意見を総合致しまして判断した結果、自衛権、自衛戦争は放棄したものと、こう考えております。」と答弁しています。

さらに、1949年11月21日の衆議院外務委員会における吉田茂首相の答弁は、次のようなものでした。「日本は戦争を放棄し、再軍備を放棄したのであるから、武力によらざる自衛権はある、外交その他の手段でもって国を自衛する、守るという権利はむろんあると思います。」

以上のように、日本国憲法(案)を審議する際も、憲法施行後も、政府は明白に国家正当防衛権・個別的自衛権を否定し、「外交その他の手段でもって国を自衛する」というものなのです。

多くの人は、この歴史的事実をどうして否定するのでしょうか？



文部省作成『あたらしい憲法のはなし』の9条の解説につけられたイラスト。戦車大砲を投げ込んだ溶鉱炉から、電車や消防車が生みだされている。

【冷戦・朝鮮戦争勃発による占領政策の転換】

敗戦後日本を占領していたダグラス・マッカーサーを最高司令官とするGHQ(連合国最高司令官総司令部)は、日本が再び世界の脅威にならないように、徹底した民主化と非軍事化を進めました。しかし、米ソ冷戦が始まり、1948年の初頭にアメリカのロイヤル陸軍長官が「日本を極東における全体主義(共産主義)の防壁にする」と演説し、アメリカは占領政策を転換し、いわゆる「逆コース」が始まります。

1950年6月25日朝鮮戦争が勃発すると、マッカーサーは吉田茂内閣に警察予備隊(あくまで警察の任務の範囲に限られた)の創設と、海上保安庁増員を指令します。米軍は日本に配置していた陸軍四個師団をすべて朝鮮戦争に投入するために、米軍に代わって日本の治安維持を日本自身に担わせようとしたのです。1951年9月8日サンフランシスコ講和条約調印のその日に、日米両政府は日米安全保障条約に調印し、それにより日本の「独立」後も米軍が基地をおくことを認めました。

以降、アメリカは日本に再軍備、軍備増強、さらには憲法9条の改正を執拗に求めてきます。1950年「警察予備隊」(陸上7.5万人)、1952年「保安隊」(陸上11.1万人、海上7590人)、そして1954年「自衛隊」(陸上13万人、海上15808人、航空6287人)創設となります。

【自衛隊は戦力なのか?→9条解釈の変質!】

これらが憲法9条で禁止された「陸海空軍その他の戦力」に当たるのかが問題となりました。

1955年7月25日、参議院内閣委員会での鳩山一郎首相は、「憲法第9条は、自衛のための最小限度の防衛力の保持は禁止しておりませんから、自衛のための必要最小限度の目的のためならば自衛隊を持って差し支えない」と、答弁しました。

その後の内閣も、「自衛のための必要最小限度」という要件から、海外に出ることは許されない、としてきました(例えば、1960年3月11日衆議院日米安保特別委員会で、安倍首相の祖父である岸信介首相は、「日本の自衛隊が日本の領域外に出て行動することは、これは一切許せない」と答弁しました)。

【安倍政権下での集団的自衛権行使容認】

安倍政権は、2014年7月1日に以下のような内容を閣議決定しました。「憲法第9条が、…自衛の措置を採ることを禁じているとは到底解されない。…我が国に対する武力攻撃が発生した場合のみならず、我が

国と密接な関係にある他国に対する武力攻撃が発生し、これにより我が国の存立が脅かされ、国民の生命、自由及び幸福追求の権利が根底から覆される明白な危険がある場合において、これを排除し、我が国の存立を全うし、国民を守るために他に適当な手段がないときに、必要最小限度の実力を行使することは、従来の政府見解の基本的な論理に基づく自衛のための措置として、憲法上許容されると考えるべきであると判断する」。

【憲法が、現状追認の手段となってよいのか?】

以上の「歴史」を見ると、①国家正当防衛権=個別的自衛権の否定→②個別的自衛権の容認→③さらには集団的自衛権の容認へと変化していることがわかります。これをどう見るべきでしょうか?

憲法は、権力を縛るためのものです(立憲主義)。

しかし、これでは権力の行う結果(現実)の追認のために憲法が使われています。おかしいです!

だから、日本国憲法は、国家正当防衛権・個別的自衛権を否定し、「外交その他の手段でもって国を自衛する」という平和主義を採っており、9条の文言通りのものなのです。「武力で平和をつくれぬ!」のです。

【専守防衛論の意義と限界】

「専守防衛論」は、「海外での武器使用や戦争を認めない」という広範な世論づくり、戦争法は違憲であるという広範な反対運動づくり、そしてPKO活動への歯止め、などに貢献したと思います。

今、朝鮮の弾道ミサイルや核開発を前にして、朝鮮脅威論がますます宣伝され、以前の「竹槍訓練」にも似た「訓練」が各地で行われている現状の中で、「敵基地攻撃論」も出てきています。自国を守るためには、相手がミサイル攻撃をする前に(あるいは直後に)、相手の国の基地を攻撃するというものです。これは専守防衛論の範囲で語られます。でも、こうした武力行使は、結局核戦争を導くものではないでしょうか?ここに、専守防衛論の限界があります。

以上雑な意見ですが、反論を歓迎します。

(注1)飯島滋明「平和主義とはこういうものです」(「すぐにわかる集団的自衛権ってなに?」(七つ森書館))参照。

(注2)前号では「北朝鮮」としたが「朝鮮」と改める。北朝鮮は地理上の説明なので、国の略称を使うべきと考えたからである。「韓国」も、国の略称である。以上、伊藤孝司氏より教えられた。